

第四十九号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。

二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(区の責務)

第三条 江戸川区は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。
(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項に規定する条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び江戸川区長（以下「区長」という。）又は江戸川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 区長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める。

付 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）

| 執行機関 | 事務 |
|------|---|
| 一 区長 | 東京都重度心身障害者手当条例（昭和四十八年東京都条例第六十八号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの |
| 二 区長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの |
| 三 区長 | 江戸川区被保護者等自立促進事業実施要綱（平成十七年四月一日施行）による自立の支援に関する事務であつて規則で定めるもの |

別表第二（第四条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|--|
| 一 区長 | 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査 | 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>二 区 長</p> | <p>三 区 長</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>のあの事給介 つ徴業付護 て収のの保 規に実支險 則関施給法 で又`に 定は地よ め事保域 る務險支 もで料援</p> | | | | | | <p>規にに六公 則関よ年営 でする公法律 定め事營第 るも務住百 のあ`宅九 つ`の宅十 て`の`三 理`の`号</p> | | | | | | <p>のあむ（ つて。犯 規則に則 で事事件 定するの め務調 るも査 も含</p> | | | | | |
| <p>障身 害体 者障 支害 援者 施者 設福 等社 への法 入昭 所和 等二 の十 措四 置年 に法 関律 する第 情二 報百 であ八 つ三 て号 規による</p> | <p>め十七四 る七号。民 の条。以下 第一昭 項一和 の福六 祉手十 当年 の法 支律 給第 に三 関四 する号 情一 報昭 であ和 つ六 て十 規年 則法 で律 定第 九十</p> | <p>外 国 人 生 活 保 護 関 係 情 報 で あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> | <p>に 高 齢 者 の 保 險 料 の 確 保 に 関 する 情 報 で あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> | <p>で 国 民 健 康 保 險 法 に よ る 保 險 料 の 徴 収 に 関 する 情 報 で あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> | <p>險 者 の 資 格 に 関 する 情 報 で あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> | <p>定 （ 生 活 に 困 窮 す る 外 国 人 に 対 する 生 活 保 護 の 措 置 に 関 する 情 報 ） 以 下 「 外 国 人 生 活 保 護 関 係 情 報 」 と い う 。」「 で あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> | <p>で る 情 報 （ 以 下 「 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 」 と い う 。） あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> | <p>留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 する 法 律 （ 平 成 六 年 法 律 第 三 十 号 ） に よ る 支 援 給 付 又 は 配 偶 者 支 援 金 の 支 給 に 関 する 情 報 （ 以 下 「 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 等 関 係 情 報 」 と い う 。）</p> | <p>係 情 報 」 と い う 。）」 で あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> | <p>係 情 報 」 と い う 。）」 で あ つ て 規 則 で 定 め る も の</p> | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>四 区 長</p> | <p>五 区 長</p> |
| <p>老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事項</p> | <p>児童福祉法（昭和二十四年法律第百六十四号）による障害児通所給付、特別障害児通所給付、障害児通所給付、障害児給付の支給又は児童福祉法（昭和二十四年法律第百六十四号）による障害児通所給付の支給の事務その他の事項</p> |
| <p>知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>高年齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>高年齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> |

第49号議案

| 十 区 長 | 九 区 長 | 八 区 長 | 七 区 長 | 六 区 長 | | | | | |
|---|--|---|--|---|---|--------------------------------|--|---|--------------------------------|
| <p>て置に生 規に対活 則関すに でする困 定め事窮 るも保 のあ護 っの 措人</p> | <p>則関配律自人住な中 です偶による立等帰国 定る者支支及及びの め事支援支支特た促 る務援金援援に定中進 もであの給給関配国 のあっ支付す偶者留に っ給又給又給又給又給 て給給給給給給給給給 規ににににににににに</p> | <p>です又護自の生 定はに立決活 め事徴要給定保 る務収す付及護 もであの金のび法 のあっの費のの っ徴用の支施に て収の給給、による 規則返の給給、就保 則関還保保保保保</p> | <p>則関身手東 です障当京 定る害条都 め事者例重 る務者手度 もであ当による のあっの支心 っ給又給又給又給又給 て給給給給給給給給給 規ににににににににに</p> | <p>のあの又る援社障 のあはは自す会害 のあはは自す会害 のあはは自す会害 のあはは自す会害 のあはは自す会害 のあはは自す会害 のあはは自す会害 のあはは自す会害</p> | | | | | |
| <p>児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する情報であつ</p> | <p>介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>被保護者等自立促進事業関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>東京都区重心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>江戸川区被保護者等自立促進事業実施要綱による自立の支援に関する情報（以下「被保護者等自立促進事業関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> | <p>介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p> | <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|------------------------------------|---|---|---|--|---|---|
| <p>て規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>被保護者等自立促進事業関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特別給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付けに関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>児童福祉法による療育の給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> |
|--|---|--|--|------------------------------------|---|---|---|--|---|---|

第49号議案

| | | | | | |
|------------------------------------|--|---|--|--|--|
| <p>十五 区長</p> | <p>十四 区長</p> | <p>十三 区長</p> | <p>十二 区長</p> | <p>十一 区長</p> | |
| <p>国民健康保険法による のあつて規則で定めるもの</p> | <p>母子保健法による費用 の徴収に関する事務で 定めるもの</p> | <p>予防接種法（昭和二十 三年法律第六十八号） による予防接種の実施 又は実費の徴収に關す る事務であつて規則で 定めるもの</p> | <p>児童福祉法による負担 能力の認定又は費用の 徴収に關する事務であ つて規則で定めるもの</p> | <p>江戸川区被保護者等自 立促進事業実施要綱に よる自立の支援に關す る事務であつて規則で 定めるもの</p> | |
| <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> | <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に關する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する特定医療費の支給に關する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に關する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に關する法律による保険給付の支給に關する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による保険給付の支給に關する情報であつて規則で定めるもの</p> |

| | | | | | |
|--|------------------------------|---|--|--|--|
| 十六 区長 | | 保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事 務であつて規則で定め るもの | | | |
| 高齢者の医療の確保に 関する法律による後期 高齢者医療給付の支給 又は保険料の徴収に関 する事務であつて規則 で定めるもの | | 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの | 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する 情報であつて規則で定めるもの | 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの |
| 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの | 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの | 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する 情報であつて規則で定めるもの | 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの | 国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であつて規則 で定めるもの |

(説明)

社会保障・税番号制度の実施に伴い、個人番号を独自に利用する事務を定めるとともに、保有する情報を自ら利用できるようにするほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に定めのない特定個人情報情報を自ら利用できるようにする必要があるので、本案を提出いたします。